

租税特別措置法施行規則の一部を改正する省令要旨

- 1 中小企業者等が特定経営力向上設備等を取得した場合の特別償却又は特別税額控除制度について、認定安定取引関係確立事業活動計画等に記載された経営力向上設備等の取得等をした場合に確定申告書等に添付すべき書類を定める。(第五条の十一、第二十条の九関係)
- 2 生産工程効率化等設備を取得した場合等の特別償却又は特別税額控除制度における生産工程効率化等設備に係る措置について、認定環境負荷低減事業活動計画に記載された生産工程効率化等設備の取得等をした場合に確定申告書等に添付すべき書類を定める。(第五条の十二の二、第二十条の十の二関係)
- 3 この省令は、令和七年十月一日から施行する。(附則関係)